

バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）募集開始！

4月22日に報道発表した「タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）」について、東京都と公益財団法人東京観光財団は、下記のとおり補助金の申請受付を開始しますので、お知らせします。

募集の概要

- 1 補助対象者** 都内に営業所があるバス事業者等
- 2 支援内容**
 - (1) 補助対象事業** 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止
 - (2) 主な補助対象経費**
 - ① 観光バス等の乗客及び乗務員双方の安全安心を確保するための事業
（バス車両内において感染症の拡大防止のための備品調達（感染防止仕切り板、サーモグラフィー）等）
 - ② バス等に係る風評被害払拭のための広告宣伝などの事業
 - (3) 補助率・補助限度額** 事業経費の4／5以内（補助限度額：1台当たり8万円）
 - (4) 補助事業実施期間** 交付決定日から令和3年1月15日まで
※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した事業も実施の確認ができれば対象とすることができます。
- 3 申請期間** 令和2年5月19日から令和2年11月30日まで（消印有効）
※ただし、募集期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 4 申請方法** 必要事項をご記入の上、**郵送（簡易書留）**により、提出してください。
- 5 申請先**（公財）東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課
バス事業者向け緊急支援担当
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階

※申請書類や手続き方法等については、（公財）東京観光財団ホームページ
(<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-bus/>)をご覧ください。